

資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800638 平成30年11月26日(東京都) 平成31年1月21日	調光器	WN575259	松下電工株式会社又は パナソニック電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 飲食店の倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、外郭ボディ成形品の中央部分付近を中心に著しく焼損していた。 ○内部基板は炭化が進行しており、チョークコイル実装部分の基板は焼失し、トライアック実装部分の基板が損傷していた。 ○当該製品の調光部と配線状態は、出荷時の状態及び事業者の施工説明書で示された配線状態と異なっていた。 ○電気工事会社によると、当該製品の定格消費電力(500W)を超えた状態で使用されていたとのことであった。 ○施工説明書には、「負荷容量を超えて使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、定格を超えた状態で使用されていたことから、異常発熱が発生し、発火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201900255 令和1年6月17日(北海道) 令和1年7月8日	タブレット端末	59434335	レノボ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、電源オフ状態で充電していたところ出火し、当該製品及び周囲の壁面を焼損した。 ○当該製品背面は、背面左側上部から中央にかけて外郭及び内部が焼損していたが、当該箇所にある基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○背面下部ヒンジ部にあるバッテリー及び内蔵のリチウムイオン電池セルの著しい焼損が認められた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの詳細を確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201900320 令和1年7月12日(岡山県) 令和1年7月30日	IH調理器	KZ-MS32B	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用後、操作パネル付近から発煙し、その後わずかな炎が確認され、周囲を焼損したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は前面の操作パネルから内部の電装ボックスにかけて焼損していた。 ○電装ボックス内の制御基板は著しく焼損し、一部が焼失していた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部に油ごみの付着が認められた。 ●当該製品は、制御基板の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201900406 令和1年8月8日(山口県) 令和1年8月22日	冷風機	MJ- ASPH25F	ハイアールジャパンセールス株式会社 (輸入事業者)	(火災) 飲食店の倉庫で当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグは3つ口の延長コードに接続された状態で、当該製品の樹脂製天面部に置かれていた。 ○事故発生時、当該製品は通電されていたが、運転スイッチはオフで運転停止状態であった。 ○防犯カメラの映像によれば、事故発生時、当該製品天板部にスパークによる発光が認められた。 ○延長コードに接続された電源プラグの栓刃の1本はプラグ付け根にて溶断し、もう一方の栓刃と対応する延長コードの刃受金具は焼失し確認できなかった。 ●当該製品の電源プラグと延長コードの接続部から出火したものと考えられるが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201900471 令和1年8月11日(神奈川県) 令和1年9月11日	電気冷蔵庫	R-S39MV6	株式会社日立製作所(現日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体背面下部の機械室及びその上部が著しく焼損していた。 ○機械室のAC100Vが印加される内部配線は、基板からの配線との接続コネクタが焼失していたほか、複数箇所断線し、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○機械室内に大量のごみ及び小動物の糞が認められた。 ○電源コードは口出し部から0.6～1.2mの間で複数箇所断線して一部が欠損していたほか、断線部に溶融痕が認められた。 ○圧縮機用電気部品、機械室ファンモーター、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、製造から24年経過していた。 ●当該製品は機械室周辺から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201900559 令和1年9月6日(宮城県) 令和1年10月7日	ACアダプター (スマートフォン用)	200円充電器-3(株式会社大創産業ブランド)	ラディウス株式会社(株式会社大創産業ブランド)(輸入事業者)	(火災) 当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品を溶融する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は溶融し、穴空きが認められた。 ○内部の一次側基板の焼損が著しく、ヒューズ抵抗及び制御用ICは焼損により基板から脱落し、基板の一部が焼失していた。 ○充電していた携帯電話機及び接続された他社製USBケーブルは、急速充電に対応していた。 ○取扱説明書には、「1A以上の機器は使用不可である。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内部の基板から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201900738 令和1年9月19日(大阪府) 令和1年10月31日	自転車	G60UP	ブリヂストンサイクル株式会社(輸入事業者)	(重傷1名) 店舗の駐輪場で当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。	○使用者が当該製品でスーパーの駐輪場から走り出した際にハンドルが右に傾いたままロックし、転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造(第4世代)であった。 ○ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○ハンドルロックのケース内部に、異常は認められなかった。 ○当該製品は、ハンドルロックとサークルロックを連結させる連動ワイヤーがハンドルロック側で切断され、サークルロック側にあるスライダーとともに取り外されていたため、それらを確認することができなかった。 ○前輪に最大2.5mmの横振れが認められたが、当該製品で実走行した結果、直進走行やスラローム走行に異常はなく、制動ブレーキによる制動を行ってもハンドルが右に傾いたままロックする事象は認められなかった。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201900778 平成26年4月10日(熊本県) 令和1年11月8日	電動アシスト自転車	A2L49	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	○穏やかな下り坂を走行中に、ブレーキが利かず、また、ハンドル操作ができずに縁石に乗り上げ転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造(第4世代)であったが、使用者宅へ訪問した営業担当が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201901063 令和1年12月29日(神奈川県) 令和2年1月23日	リチウム電池内蔵充電器	A1210021	アンカー・ジャパン株式会社(輸入事業者)	(火災) 事務所で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○満充電状態の当該製品を事務所機の引き出し内に保管してから2日後に火災が発生した。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭及び制御基板は確認できなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルはいずれも著しく焼損しており、そのうち1個が破裂して、電極体は確認できなかった。 ●当該製品に内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A201901096 令和2年1月23日(兵庫県) 令和2年1月31日	水槽用サーモ スタート	ZS211	ゼンスイ株 式会社 (輸入事業 者)	(火災) 飲食店で当該製品を焼損す る火災が発生した。	○当該製品のコンセントに水槽冷却用のクーラーが接続されており、当該製品でクーラーの 温度を調整していたが、詳細な使用状況は不明であった。 ○当該製品のコンセント及び接続されていたクーラーの電源プラグが著しく焼損していた。 ○電源入力配線の片側の芯線が本体内で断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○本体内部の制御基板は、搭載部品のほとんどが焼損して脱落していたが、基板に焼失箇 所はなく、脱落した部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は本体内部の電源入力配線の片極で断線が発生し、異常発熱した可能性が考 えられるが、当該製品本体の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至 らなかった。	
11	A201901100 令和2年1月1日(神奈川県) 令和2年1月31日	電気こんろ	RBH-21K1	三洋テクノ リレーション ズ鳥取株式 会社	(火災) 当該製品内部を焼損する火 災が発生した。	○使用者が切れていた漏電ブレーカーをオンにしたところ、当該製品から異音が生じて発煙した との申出内容であった。 ○当該製品の外観に破損及び焼損は認められなかった。 ○内部の制御回路基板の一部が異極間で炭化、焼損し、実装されていたフィルムコンデン サー及びバリスターのリード足が溶断して脱落していた。 ○内部に浸入した液体が本体下部の制御回路基板まで達した痕跡が認められた。 ○天板に破損は認められなかったが、天板のスポンジ状のシール材の一部に亀裂が認めら れた。 ○ヒーター、電源コード、操作基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつ た。 ○事故発生以前の当該製品の設置状況、詳細な使用状況等は不明であった。 ○取扱説明書には、「本体に水を掛けない。本体内部の電気部品に水が掛かり、感電、短絡 等の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品天板のシール材に亀裂が生じ、内部に液体が浸入して制御回路基板に付着した ため、トラッキング現象が生じて出火したものと推定されるが、詳細な使用状況等が不明のた め、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
12	A201901111 平成24年9月26日(宮崎県) 令和2年2月4日	自転車	AR6TPL	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、電柱に 衝突し、左腕を負傷した。	○当該製品で通学路を走行中にキャリヤバンドが外れてキャリヤの荷物が傾き、車体がふら つきコントロールできなくなり、電柱へ激突した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠され る構造であったが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドル ロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201901133 令和2年1月2日(東京都) 令和2年2月10日	美容機器(充 電式)	HRF-2BZ	ヤーマン株 式会社 (輸入事業 者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○1年以上使用されていなかった当該製品を他社製ACアダプターで充電中に出火したとの申 出内容であった。 ○当該製品本体の樹脂製外郭は著しく焼損していて、原形をとどめていなかった。 ○当該製品本体に内蔵された2個のリチウムポリマー電池セルのうち、1個は著しく焼損し電 極体の状態は確認できず、1個は電池セルそのものを確認できなかった。 ○メイン基板、RF基板及びバッテリー基板は著しく焼損していたが、詳細を確認することはで きなかった。 ○当該製品の充電台はさすが付着していたが、焼損していなかった。 ○他社製の同じ出力電圧のACアダプターは焼損していなかった。 ○回収された基板は著しく焼損しており、事業者名等は不明であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セル及び基板から出火した可能性が考えられる が、焼損が著しく詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因 の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
14	A201901143 令和1年10月8日(東京都) 令和2年2月12日	電動アシスト 自転車	HY685C	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル を切ったところ、ハンドルグ リップが外れ、バランスを崩 し、ペダルが右足に当たり負 傷した。	○当該製品で走行中、ハンドルを右に切ったところ、左ハンドルグリップが外れ、バランスを崩し、当該製品が左側に倒れた際に、ペダルが右足に当たり負傷したとの申出内容であった。 ○事故発生日に初めて左ハンドルグリップが抜けたが、事故発生日の2～3か月前に一度だけ右ハンドルグリップが回ったことがあった。 ○当該製品はふだんから屋根のない屋外で保管しており、事故発生日は晴れであったが、前日は雨が降っていた。 ○左ハンドルグリップの内径寸法は仕様で定められた寸法より広がっており、外側(エンドキャップ側)から内側(ステム側)にかけて内径寸法が広がっていた。 ○当該製品のハンドルバーに左ハンドルグリップを取り付けた状態で、JIS D 9413「自転車—にぎり」に基づく離脱力試験を実施したところ基準を満たしていたが、ハンドルバーと左ハンドルグリップの両端との隙間に水を1ccずつ垂らして、ハンドルバーに対して前後方向に回転させながら外側に外れるか検証したところ、ハンドルグリップは前後方向に容易に動き、ハンドルバーから外れた。 ○取扱説明書には、「乗車前点検を必ず実施する。」、「乗車前点検時に、ハンドルグリップに力を入れても回ったり、抜けないことを確認する。」旨、記載されている。 ●当該製品の左ハンドルグリップが外れたためバランスを崩して転倒したものと推定されるが、左ハンドルグリップの内径が広がった原因及び事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
15	A201901144 令和2年1月13日(和歌山県) 令和2年2月12日	電動アシスト 自転車	A4DC39	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、右足を負 傷した。	○使用者は当該製品で走行中、ハンドルがふらついて転倒した。 ○当該製品のフレーム等に目立った破損、変形等は認められなかった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○ハンドルシステムのポストに複数の筋状の傷が認められたが、引上げ棒及び引上げうすに異常は認められなかった。 ○JIS D 9313-3:2019「自転車—第3部:操だ装置の試験方法」に準拠し、当該製品のハンドルシステム及び前ホークを用いて固定力を試験したところ、異常は認められなかった。 ○JIS D 9412:1995「自転車—ハンドル」に準拠し、当該製品のハンドルシステム、ハンドルバー及び前ホークの耐振性を試験したところ、異常は認められなかった。 ●当該製品は、ハンドルシステムと前ホークシステムの固定部がずれ動いていたためハンドルがふらついたものと推定されるが、ハンドルシステムの固定が緩んだ時期及び原因並びに事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201901222 平成30年5月6日(千葉県) 令和2年3月12日	電動アシスト 自転車	AG203L	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、負傷した。	○当該製品で走行中にハンドルがぐらつく感覚があり、転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であるが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201901235 令和2年1月11日(千葉県) 令和2年3月18日	リチウム電池 内蔵充電器	79AN13K2- BCA	アンカー・ ジャパン株 式会社 (輸入事業 者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、使用者が3～4年前に友人から譲り受けたもので、水没や落下等の故障につながるような行為は記憶にないとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭は焼失し、リチウムイオン電池セル5個のうち1個の電池セルの外装缶が破裂し、内部の電極体が噴出し、隣の電池セルに外装缶のへこみが認められた。 ○制御基板は著しく焼損し、電子部品は残存していなかったが、基材に穴空き、欠損は認められなかった。 ○使用されている他社製のUSBケーブル及び充電器の樹脂製外郭が一部焼損、溶融していたが、出火の痕跡は認められず、充電器の出力電圧に異常は認められなかった。 ●当該製品は内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A201901255 令和2年2月24日(神奈川県) 令和2年3月25日	ヘアドライヤー	KHD-1238/K (小泉成器株式会社ブランド)	株式会社淀川電器製作所(小泉成器株式会社ブランド) (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体の取っ手の付け根部分の樹脂製外郭が焼損して穴が空いていたほか、吸気口側の一方の側面が大きく変形する等して著しく焼損していた。 ○製品内部のモーターを保持する樹脂製の枠がヒーターユニット側から焼損していた。 ○金属製の枠で覆われたヒーターユニット内部で内部配線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○ヒーターユニットに著しいほこりの付着は認められなかった。 ○ヒーター、取っ手内部のスイッチ、ダイオード、コンデンサー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品を採暖目的で使用していたが、使用状況の詳細は確認できなかった。 ○取扱説明書には、「毛髪の乾燥や整髪以外の使用は避ける。火災、故障の原因となる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、モーター周辺での異常発熱から内部配線が短絡して出火したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A202000031 令和2年3月26日(福井県) 令和2年4月10日	デスクヒーター	CL-N101	株式会社ビー・アル・オー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、「コ」の字型に立てて使用するヒーターであるが、犬用の柵内で、一辺を伸ばし「L」字型に立て、犬の採暖用として使用されていた。 ○柵内では、犬は自由に動き回れる状況であった。 ○当該製品は、ヒーター部の大半が焼失し、ヒーター線の一部、操作パネル及び電源コードが確認された。 ○ヒーター線の断線部先端に溶融痕が認められた。 ○操作パネル基板は、一部ヒーター線に繋がる部分が焼失していたが、大半が残存していた。 ○犬が咬んだ電源コードを補修するため、ビニールテープが2箇所巻かれており、被覆は所々で溶融していたが、出火痕跡は認められなかった。 ○同等品を用いて、転倒状態等の蓄熱する状況を再現した試験を行ったが、発火等の異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「衣類や毛布などを長時間かけない。犬や猫などのペットのいる部屋では使用しない。」旨の注意事項が記載されている。 ●当該製品のヒーター線に犬が損傷を与えるなどで、断線、スパークし、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A202000061 令和2年4月14日(不明) 令和2年4月21日	電動アシスト自転車	FC6B49	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、二輪車に衝突し、転倒、右膝を負傷した。	○当該製品で走行中、歩行者を避けようとした際、前方から走行してきたバイクと正面から衝突した。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A202000074 令和2年4月11日(埼玉県) 令和2年4月24日	電気鍋	TSK-8206AP	燦坤日本電器株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を溶損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の温度調節レバー近傍の樹脂製外郭が焼損、溶融して穴が空いていた。 ○内部の電源コードと内部配線を接続する閉端接続子部分で電源コードの芯線が断線し、絶縁被覆が焼失していた。 ○本体の電熱板の一部に噴きこぼれた煮汁と推定される異物が付着していた。 ○その他の内部配線、電源コード、サーモスタット等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、製造から約20年経過していた。 ●当該製品内部の電源コードと内部配線を接続する閉端接続子部分で導通不良となり異常発熱して出火及び断線に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A202000097 令和2年5月8日(東京都) 令和2年5月15日	ヘアドライヤー	KHD-1385 (小泉成器株式会社ブランド)	株式会社淀川電器製作所(小泉成器株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭の中央上部に焼損及び穴空きが認められた。 ○ヒーター部を覆う金属製のヒーター枠は、降圧抵抗が配置されていたモーター側が著しく変色し、変色部位の近傍で樹脂製外郭が焼損して穴空きが生じていた。 ○内部のモーター及びファン部分の樹脂製カバーが焼損して変形していた。 ○モーター回路のダイオード及びコンデンサーが破損していた。 ○当該製品内部のほこりの付着状態を確認することはできなかった。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のモーター又は降圧抵抗が異常発熱して焼損したものと推定されるが、内部の焼損が著しく、モーター及び降圧抵抗の詳細が確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A202000126 令和2年4月13日(広島県) 令和2年5月27日	電気ストーブ (カーボンヒーター)	EMH-80	株式会社トミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、焼損したヒーター部と台座部が分離しており、ヒーター部と台座部の間のジョイント部及びスタンド部の樹脂に焼失が認められた。 ○ヒーター部のジョイント部との接続部分の配線に断線が認められ、断線部に熔融痕が認められた。 ○焼損した台座内部にジョイント部の部品の脱落及び断線した配線が認められた。 ●当該製品のジョイント部の配線の一部が断線し、接触不良により異常発熱して、出火に至ったものと推定されるが、ジョイント部の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
24	A202000205 令和2年2月20日(広島県) 令和2年6月26日	自転車	J63TP2	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中にハンドルがロックして転倒したとの申出内容であった。 ○使用者宅へ訪問した営業担当が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者により廃棄されており、確認ができず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A202000212 令和2年4月5日(大阪府) 令和2年6月30日	電動アシスト自転車	A6D62	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	○使用者が当該製品で凹凸のある下り坂を走行中に、ハンドルを握った拍子に変速が1速に切り替わったためバランスを崩して転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、未対策品であった。 ○使用者宅へ訪問した営業担当が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○サークルロックは、2010年9月以降の改善品(第5世代)であった。 ○当該製品は、使用者が調査を拒否したため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A202000221 令和2年6月20日(茨城県) 令和2年7月3日	電気洗濯機	NA-F50B9	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、正面から左側面が焼損しており、棚の上に置かれていた衣類の入った樹脂製洗濯かごが溶融して落下し、当該製品の蓋の上に載っていた。 ○水槽と外郭の間には多量の衣類が入り込んでいた。 ○モーターブリーは半分が溶融して欠損しており、欠損部に焼損したタオルが溶着していたが、モーターはロックしておらず、異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○基板、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の内部に入り込んだ衣類が出火した可能性が考えられるが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、着火源の特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A202000238 平成30年1月6日(山口県) 令和2年7月8日	電動アシスト 自転車	A6L60	ブリヂストン サイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、自動車に接触し、転倒、負傷した。	○使用者は当該製品で走行中に、右折する自動車と当該製品の後輪が接触し、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、使用者により廃棄されており、確認ができず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A202000246 令和2年7月1日(広島県) 令和2年7月10日	エアコン	AN2804X-W	ダイキン工業株式会社	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は約15年間使用も清掃もしておらず、事故発生時、電源プラグはコンセントに差し込まれていたが、使用していなかった。 ○当該製品内部で小動物(ゴキブリ)の死骸が発見された。 ○電源基板のAC100V回路の一部のパターン配線及び電装品は、焼損して欠損しており、基板ボックス内の制御基板、AC100V端子台及び多くの配線は焼失していた。 ○AC100V端子台は電源基板及び制御基板の下側に位置していた。 ●当該製品のAC100V回路部分又はAC100V端子台でトラッキング現象が生じて出火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A202000280 令和2年7月8日(福岡県) 令和2年7月22日	エアコン	ATR40NPE9-W(推定)	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。	○当該製品を運転中、居室に煙が充満していることに使用者が気づき、避難したとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、据付板、ファンモーター、熱交換器の配管等が残存していた。 ○制御基板、電源基板、電源プラグ、電源コード等の電気部品は確認できなかった。 ○回収された部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○配線の一部の芯線に溶融物の付着が認められたが、当該製品のものか確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、基板、電源コード、電源プラグ等、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A202000281 令和2年7月10日(香川県) 令和2年7月22日	LEDランプ (電球型)	LDA4L-H- E17-G407	朝日電器株 式会社	(火災) 遊技施設で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製部品は、焼損及び溶融していた。 ○当該製品の点灯基板のノイズ除去用フィルムコンデンサーに焼損が認められたが、他の実 装部品及び銅箔パターンに焼損が認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品が取り付けられていた陶器製ソケットの電源コードが、ソケット部根元付近で焼 損、断線し、芯線に溶融痕が認められた。 ○同時期に設置された同型式品ブラケットの電源コードのソケット部根元付近の被覆に劣化 が認められた。 ●当該製品が取り付けられていたソケットの電源コードが長期使用により短絡し、出火したも のと考えられるが、当該製品のノイズ除去用フィルムコンデンサーにも焼損が認められ、電源 コードの短絡時の異常発熱によるものか不明であることから、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
31	A202000299 令和2年4月20日(岡山県) 令和2年7月29日	食器(コップ、 樹脂製)	なし	株式会社カ インズ	(重傷1名) 当該製品を使用して電子レン ジで加熱したところ、当該製 品が破損し、火傷を負った。	○当該製品を電子レンジで温めて取り出したところ、当該製品の底が抜け、こぼれた内容物 で足に火傷を負った。 ○当該製品は、底部及び側部の内面に膨れが生じていた。 ○当該製品の側部は、軽微な力で割れが生じた。 ○当該型式品は、JIS S 2029「プラスチック製食器類」を準用した耐熱耐冷表記温度の確認 試験、高周波適性試験、電子レンジ耐久性試験に適合していた。 ●当該製品は内面に膨れが生じ、また、側部は軽微な力で割れていることから、当該製品は 樹脂の劣化により事故に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起 因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A202000302 令和2年6月23日(大阪府) 令和2年7月30日	サンダル	AOF0220B0 017(株式会 社ニッセンブ ランド)	株式会社田 中義(株式会 社ニッセンブ ランド)	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、転 倒し、足を負傷した。	○当該製品を使用中に左足つま先の靴底がめくれて転倒し、右胸鎖関節捻挫、左膝関節打 撲擦過傷、右足関節捻挫を負った。 ○左足側つま先部は靴底と中底が先端から約4cm剥離し、剥離箇所は接着剤が均等に塗ら れ、中底周囲のコルク状材料が若干靴底側に付着していた。 ○右足側つま先部は靴底と中底が先端から約2cm剥離していたが、剥離箇所内面の確認は できなかった。 ○靴底の踵部は、両足側とも著しく摩耗していた。 ○同等品を用いてJIS T 8107「安全靴・作業靴の試験方法」の5.1甲被と表底の剥離抵抗の 測定に準用した試験を実施した結果、左足側は平均147N、最低95N、右足側は平均169N、 最低120Nで、ボーケン基準「婦人・子供サンダル・下駄」の基準値(平均値70N以上、最低40N 以上)を満たしていた。 ○靴底の剥離が以前から発生していたか否かは不明であった。 ●当該製品は、同等品で実施した靴底剥離試験で異常は認められず、事故発生時の詳細な 状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A202000393 令和2年8月9日(新潟県) 令和2年8月28日	携帯電話機 (スマートフォン)	L-01L(株式 会社NTTドコ モブランド)	LG Electronics Japan 株式 会社(株式会 社NTTドコモ ブランド)	(火災) 異音が生じたため確認すると、 当該製品から発煙する火災 が発生していた。	○当該製品は、内蔵リチウムイオン電池セルが焼損し、樹脂製背面ケースは電池セルと接す る部分が焼失していた。 ○当該製品に変形が認められ、変形は電池セルまで及んでいた。 ○基板等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルに外力が加わったことで異常発熱して事故に 至った可能性があるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
34	A202000406 平成30年6月22日(大阪府) 令和2年9月4日	電動アシスト 自転車	A6D84	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、側溝へ 転落し、負傷した。	○使用者が当該製品で砂利道を走行中、側溝へ転落して背骨を骨折した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、未対策品であった。 ○使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○サークルロックは、2010年9月以降の改善品(第5世代)であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認ができなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A202000408 令和2年7月27日(宮城県) 令和2年9月4日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動工具 用)	BL1860B	株式会社マ キタ	(火災) 当該製品を電動工具に装着 して置いていたところ、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は丸のこに装着され、樹脂製バスケットに工具類と共に入れられ、台車の上に載せられていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て焼失していた。 ○当該製品内部の制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル10個のうち、8個が著しく焼損し、2個の電池セルが確認できなかった。 ○8個の電池セルのうち、1個は破裂し、7個は形状が残存するものの缶頭の吹出しや膨張が認められた。 ○取扱説明書には、「バッテリーにくぎを刺したり、衝撃を与えたり、分解、改造をしない。発熱、発火、破裂の恐れがある。」旨、記載されている。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく確認できない部品があり、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	電動工具(丸のこ、 充電式)に関する事 故(A202000409)と 同一
36	A202000412 令和2年7月21日(岡山県) 令和2年9月7日	自転車	AB7LTP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 に乗車しようとしたところ、転 倒し、右足を負傷した。	○使用者は、自宅の駐車場から当該製品を道路に出し、乗車しようとして転倒したとの申出内容であった。 ○使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認ができず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A202000417 平成18年1月21日(兵庫県) 令和2年9月8日	電動アシスト 自転車	AF60	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒し、負傷した。	○使用者が当該製品に乗車し、自宅付近の下り坂を走行中に、突然前方に倒れるように転倒し、負傷した。 ○当該製品の施錠手段は、後輪のサークルロックのみであった。 ○当該製品は、既に廃棄されており、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A202000424 令和2年8月30日(神奈川県) 令和2年9月10日	インターホン (モニターテレビ付)	VL-MV20X	パナソニック システムネット ワークス株式 会社(現 パナソニック 株式会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の樹脂製外郭の内側の一部に焼損及び熱変形が認められた。 ○プリント基板のコイル付近に焼損及び基材の炭化が認められ、コイルの片方のリード線が焼損していたが、コイル巻線に焼損は認められなかった。 ○コイル周辺の銅箔パターンが焼失し、電流ヒューズが切れていた。 ○過電圧保護素子、コンデンサー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の1週間前に落雷による瞬時停電が生じていたが、当該製品以外の電気製品への影響及び使用者宅周辺の電源環境については不明であった。 ●当該製品は、プリント基板のコイル部品が実装されている銅箔パターン間が短絡し、異常発熱して焼損したと推定されるが、事故発生時の詳細な状況等が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A202000458 令和2年8月5日(宮城県) 令和2年9月25日	靴	FRESH FOAM ZONTE W	株式会社 ニューバラン スジャパン	(重傷1名) 大学のグラウンドで、当該製品を履いてトレーニング中、転倒し、右足を負傷した。	○当該製品は、左右共にアウトソールとミッドソールが剥離していた。 ○アウトソールの幅がミッドソールより狭くなっており、ミッドソールに対して右側のアウトソールが内側にずれていた。 ○アウトソールとミッドソールの接着に、ポリウレタン系接着剤が使用されていた。 ○スポーツ競技場のウレタン塗装表面は、夏期には60℃以上になることがあり、接地温度が高くなる。 ○ポリウレタン系接着剤は、一般的に水分、紫外線及び熱等の影響で劣化する。 ●当該製品は、製造から5年半経過していることでアウトソールとミッドソールを接着していたポリウレタン系接着剤の劣化が進行し、更に使用時の気温等も影響し、利用時の負荷及び衝撃により剥離が発生したものと推定されるが、事故発生以前の当該製品の状況、詳細な保管及び使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202000466 令和2年9月19日(愛媛県) 令和2年9月30日	電気洗濯機	AQW-GS5E6	アクア株式 会社	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○使用者がベランダでたばこを吸った後、当該製品を運転状態にして外出したところ、当該製品が焼損し、周辺を汚損した。 ○当該製品は、右側面と背面の下部に汚損が認められ、上蓋及び上面板が溶融して落下していた。 ○当該製品の電源基板と表示基板に組み付けられている内部配線は、被覆の焼失が認められたが溶融痕は認められなかった。 ○当該製品の電源コードは、本体の引込み口付近で断線し、断線箇所にも溶融痕が認められた。 ○始動用コンデンサーの焼損は著しかった。 ○基板、モーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、モーター始動用コンデンサーの焼損が著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A202000495 令和2年10月1日(山形県) 令和2年10月12日	除湿機	KIJD-H20	アイリスオー ヤマ株式会 社	(火災) 当該製品を使用中、発煙に 気づき確認すると、当該製品 及び周辺を焼損する火災が 発生していた。	○当該製品の外観は、正面側下部の外装及び底面を残し、焼損が著しかった。 ○ヒーター及び除湿ローターに出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、モーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○温度センサー基板の一部及びその付近の内部電源コードが焼失しており確認ができず、確認された内部電源コードの一部に溶融痕が認められた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A202000522 令和2年10月10日(宮崎県) 令和2年10月22日	電気冷凍庫	FJ-HS17X- W	シャープ株 式会社	(火災) 建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の収納ケース、温度調節つまみ等の金属以外の部品はほぼ焼失していた。 ○外郭金属板内側全体にすすの付着が認められた。 ○当該製品下部に位置している圧縮機にある樹脂製リレーカバーは残存していた。 ○電源コード、内部配線、サーモスタット等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A202000529 令和2年8月18日(宮城県) 令和2年10月23日	ミニコンポ	100JPN	ボーズ株式 会社(現 ボーズ合同 会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は背面側が焼損し、ACインレット周辺の焼損が著しかった。 ○基板とACインレットを固定するビスに緩みが認められた。 ○電源コード及び電源プラグに焼損は認められなかったが、ACコネクタ近傍の電源コードに屈曲が認められた。 ○その他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品のACインレットと基板の接続部で接触不良が生じ、異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A202000534 令和2年10月14日(秋田県) 令和2年10月27日	携帯電話機 (スマートフォン)	X4-SH(ソフトバンク株式会社ワイモパイルブランド)	シャープ株式会社(ソフトバンク株式会社ワイモパイルブランド)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は表示面に異常は認められず、キャビネットにひっかき傷が認められ、背面ケースが回収されていないかった。 ○リチウムイオン電池セルは表示面側にへこみが2か所認められ、電極の乱れと電極密度が少ないことが認められた。 ○内部は電池セルとその周辺が焼損していたが、基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルに外力が加わり、内部短絡により出火したと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A202000543 令和2年8月26日(東京都) 令和2年10月28日	電動アシスト 自転車	A2PC37	ブリヂストン サイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で下り坂を走行中、ブレーキが効かず、壁に衝突し、転倒、負傷した。	○使用者によれば、当該製品で勾配の急な曲がりくねった下り坂を走行中、右へ曲がりながらブレーキを掛けたが利かず、曲がり切れずにトンネルの側壁にぶつかり転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に異常は認められなかった。 ○前後のブレーキの固定及びブレーキブロックの組み付け方に異常は認められなかった。 ○当該製品は、BAA規格の制動試験を実施した結果、制動距離は基準を満たしていた。 ●当該製品は、使用者が勾配の急な曲がりくねった下り坂を走行中、ブレーキによる減速が不十分で曲がり切れず側壁に衝突したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
46	A202000558 令和2年10月26日(広島県) 令和2年11月4日	ポータブルDVDプレイヤー	DV-PW1040	ダイニチ電子株式会社	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ACアダプターに接続して充電されている状態で、店舗内で展示されていた。 ○当該製品の外観を確認したところ、リチウムイオン電池セル付近の焼損が著しく、電池セルに膨張や外装の破損が認められた。 ○当該製品の電池セルを展開したところ、内部は焼損してセパレーターが焼失し、負極集電板に何点か欠損や溶融痕が認められた。 ○当該製品バッテリーの保護回路基板には過充電、過放電、過電流及びセルバランス等の機能があるが、焼損が著しく、動作確認はできなかった。 ○メイン基板は焼損が認められたが、銅箔パターンに異常はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のACアダプター及び液晶ディスプレイからの出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A202000563 令和2年10月16日(群馬県) 令和2年11月5日	電気冷蔵庫	GR-K42M	株式会社東芝(現 東芝ライフスタイル株式会社)	(火災) 建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、本体を構成する樹脂部分はすべて焼失し、底部に堆積しており、金属製の外郭も焼損が著しく、前面のドア等は未回収により、確認できなかった。 ○製品内部の制御基板、電気部品、圧縮機、リレー、電気配線など残存していた部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室のファンモーターにつながる電気配線の金属製保護材に溶融痕が認められたが、保護材内部の電気配線は未回収で確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
48	A202000595 平成30年2月28日(埼玉県) 令和2年11月16日	自転車	CU40P	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走り出そうとしたところ、ハ ンドルがロックし、転倒、負傷 した。	○当該製品で右にハンドルを切りながら走りだそうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であるが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A202000600 令和2年3月10日(東京都) 令和2年11月17日	フードミキサー (ブレンダー)	HB-200WJ	コンエアー ジャパン合 同株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を溶融する火災が発生し た。	○使用者がバナナジュースを作るため、当該製品を1分程使用したところ、本体が熱くなり煙が出てきたとの申出内容であった。 ○事故発生時に攪拌していた食材の量、状態及び使用容器等の詳細は不明であった。 ○当該製品のモーター内にある回転子の樹脂製絶縁物に熱変形及び硬化繊維製絶縁物に炭化が認められたが、詳細な調査はできなかった。 ○バナナと牛乳を専用容器に入れ、同等品で、定格時間(3分)の使用と、取扱説明書に記載された10分休止を繰り返し行った結果、4回目の使用後に本体表面温度が約80℃まで上昇したが、樹脂製外郭に変形等の異常は認められなかった。 ○試験後の同等品は、回転子の硬化繊維製絶縁物の端部に、焦げが認められた。 ●当該製品は、モーターが過熱したため、モーター内部の絶縁物が焼損し、発煙したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A202000608 令和2年11月7日(千葉県) 令和2年11月19日	電気オープン	95FL	デロンギ・ ジャパン株 式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○使用者は、当該製品を使用した後、施錠し外出したとの申出内容であった。 ○当該製品は、外郭及び操作パネルが焼損してドアガラスは破損し、表面塗装はほとんど焼失していた。 ○タイマー兼用電源スイッチは入りの位置で焼損していた。 ○ファンモーター、サーモスタット、調理選択スイッチ、内部配線、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった ○事故発生時、当該製品の上にミトンが置かれていた。 ○取扱説明書には、「使用中は本体上部にものを乗せない。」旨、記載されている。 ●当該製品の上に置かれていたミトンがヒーターの通電により加熱され出火に至ったものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A202000613 令和2年9月25日(東京都) 令和2年11月20日	スピーカー(充 電式)	JBL FLIP3BLK	ハーマンイン ターナショ ナル株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品のリチウムポリマー電池セル搭載部に焼損が認められた。 ○電池セルは著しい焼損が認められ、電極体にも焼損が認められた。 ○制御回路基板及び保護回路基板は、確認できなかった。 ○事故以前の使用状況や事故発生時の状況は特定できなかった。 ●当該製品は内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
52	A202000621 令和2年11月10日(神奈川県) 令和2年11月25日	電気炊飯器	RC-10VRJ	東芝ホーム テクノ株式会 社	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、スライド棚付きの食器棚に設置されていた。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○電源基板上の雑音防止用フィルムコンデンサーに焼損が認められ、樹脂製外郭が割れて内部素子の一部が飛び出していたほか、周辺の部材及び基板の一部にすずの付着が認められた。 ○焼損したコンデンサーのリード線と内部素子の接続部が溶融又は素子からのはく離等が認められた。 ○信号線以外の内部配線、ヒーター、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○取扱説明書には、「キッチン用収納棚に置くときは蒸気がこもらないようにする。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源基板の雑音防止用フィルムコンデンサー内部で絶縁性能が低下し、異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、蒸気がこもりやすい場所に設置されており、内部に蒸気が浸入した可能性も否定できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
53	A202000654 令和2年11月4日(山梨県) 令和2年12月9日	電気炊飯器	JBA-A100	タイガー魔法 瓶株式会社	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品は内鍋を本体から取り出した状態で電源プラグが壁コンセントに接続されていたが、動作状態は不明であった。 ○当該製品は向かって左側樹脂製外郭及び蓋が著しく焼損し、底面の前方が焼損していた。 ○前面上方に取り付けられた基板が著しく焼損し、原形をとどめていなかった。 ○基板に接続されていた保温ヒーターのタブ端子のはんだ部爪に溶融が認められた。 ○センサーセンサーの取付台座周辺にさびが認められた。 ○温度ヒューズは切れており、ヒーター、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、保温ヒータータブ端子のはんだ付け部の接続部が異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A202000655 令和2年11月29日(神奈川県) 令和2年12月9日	延長コード	不明	株式会社 オーム電機	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品の電源プラグは壁コンセントに接続されていたが、コードコネクターボディには他製品の電源プラグは接続されていなかった。 ○当該製品は、テレビ(消費電力60W)の電源プラグを接続して年に数回使用していたほか、過去にドライヤーを接続し使用した可能性があるが、事故発生前の10か月間は使用していないとの申出内容であった。 ○コードコネクターボディの樹脂製外郭が熱により変形し、片方の刃受口に炭化が認められた。 ○コードコネクターボディの内部は炭化し、刃受口の炭化が認められた側の刃受金具が芯線との接続部付近を残して焼失し、もう片側は内側の刃受金具の一部が欠損していた。 ○刃受金具と電源コード接続部付近の芯線に著しい酸化は認められなかった。 ○電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、事故発生以前に電気製品の電源プラグとコードコネクターボディの刃受金具が接触不良となり、コードコネクターボディの内部で絶縁樹脂が炭化して絶縁性能が低下していたため、事故発生時に短絡が生じて出火したものと考えられるが、片側の刃受金具が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
55	A202000658 令和2年10月30日(神奈川県) 令和2年12月10日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BSL36A18	工機ホールディングス株式会社	(火災) 工場で倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、事故発生日の2～3日前に他所にて充電した後、コードレス電動工具及び同型式品のバッテリーと共に樹脂製ケースに収納した状態で保管されていた。 ○事故発生現場の倉庫は著しく焼損し、バッテリー及び電動工具以外に、何が倉庫に置かれていたか特定できなかった。 ○保管されていた当該製品を含む12個のバッテリーに内蔵されていた合計120個のリチウムイオン電池セルのうち、外装缶が割裂、封口体が外れる等した、損傷の著しいもの37個が消防によって回収されていた。 ○バッテリーの制御基板は1枚のみ回収されており、電子部品が脱落して著しく焼損していた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202000661 令和2年11月21日(千葉県) 令和2年12月10日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	HEM120PCA	株式会社ホンダソルテック(現 本田技研工業株式会社)	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生現場に当該製品及び別型式の太陽電池モジュールが設置されており、事故発生時、使用者は外出中であった。 ○当該製品及び別型式の太陽電池モジュールは、焼失しており確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)に関する事故(A202000664)と同一
57	A202000664 令和2年11月21日(千葉県) 令和2年12月10日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	HEM120PCB	株式会社ホンダソルテック(現 本田技研工業株式会社)	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生現場に当該製品及び別型式の太陽電池モジュールが設置されており、事故発生時、使用者は外出中であった。 ○当該製品及び別型式の太陽電池モジュールは、焼失しており確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)に関する事故(A202000661)と同一
58	A202000673 令和2年5月4日(埼玉県) 令和2年12月15日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	TE-D01a	プレシードジャパン株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は他社製のACアダプターを用いて充電中であった。 ○当該製品は、充電用マイクロUSBコネクタを有する充電ケース及びコードレス式イヤホンで構成され、充電ケース及びイヤホンにはそれぞれリチウムポリマー電池セルが内蔵されている。 ○当該製品の充電ケース内部の基板及び電池セルが焼損していたが、樹脂製外郭表面の損傷状態は確認できなかった。 ○電池セルは著しく焼損し、外装に複数の穴空きが認められ、負極銅箔に破損及び欠損が認められた。 ○基板は、電池セルに接していた裏面側が広範囲に焼損していたが、部品面側の回路部品は残存し、基材の穴空き、欠損は認められなかった。 ○事故発生時に使用されていたACアダプターの出力電圧に異常は認められず、当該製品のイヤホン、マイクロUSBコネクタ及びUSBケーブルのマイクロUSBプラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、充電ケース内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
59	A202000679 令和2年11月1日(東京都) 令和2年12月15日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ テム用)	SSI- TL40A2CS (長州産業株 式会社ブラン ド)	三洋電機株 式会社(長州 産業株式会 社ブランド)	(火災) 当該製品の内部部品から発 煙する火災が発生した。	○当該製品は、脱衣所の壁に設置され、天井との距離は約80mmであり、据付工事説明書に記載の離隔距離(200mm)が確保されていなかった。 ○メイン基板の電解コンデンサー1個の防爆弁が作動し、電解液が噴出していた。 ○制御基板上の直流昇圧回路の出力電圧を監視する電圧制御用ICの電圧読み込み値が、正常値の半分以下となっていた。 ○表示基板、制御基板、リアクター、電力変換モジュール、端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書及び据付工事説明書には、「高温、多湿、ほこりの多い脱衣所等に設置しない。」「放熱・据付工事に必要な指定の離隔距離は必ず確保する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故障したことで、電解コンデンサーに過電圧が加わり、電解コンデンサーが過熱し、内圧が上昇して防爆弁が作動し、高温の電解液が外部に噴出したものと推定されるが、電圧制御用ICが故障した原因の特定には至らなかった。	
60	A202000684 令和2年8月5日(高知県) 令和2年12月17日	電動アシスト 自転車	A2C62	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 を押し歩いていたところ、転倒 し、左足を負傷した。	○使用者は、当該製品を押し歩いていた際に、右にハンドルを切ったところ、後輪がねじれた感じとなり、立て直そうとしたところ転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認ができず、事故発生時の詳細な状況も不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
61	A202000688 令和2年12月2日(埼玉県) 令和2年12月17日	エアコン	CS-287CF	パナソニック 株式会社	(火災) 店舗で異臭がしたため確認 すると、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生してい た。	○事故発生現場のテナントは店舗オープン準備のため改装中であり、当該製品は約1年3か月間使用されておらず、事故発生時も運転停止中であったが、電源プラグはコンセントに接続していたとの申出内容であった。 ○事故発生現場に、当該製品以外に出火源となるものはなかった。 ○当該製品は樹脂製外郭が焼失して金属製部品のみ残存していた。 ○制御基板、表示基板等は著しく焼損し、基板の大部分又は全てが焼失していた。 ○制御基板に電源コードが接続されており、電源オフ時でも電源電圧が印加されていた。 ○電源コードの一部が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなく、溶融痕近傍の芯線に、事故発生前の異常発熱をうかがわせる局所的な酸化は認められなかった。 ○ファンモーター、端子板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、制御基板の大部分が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
62	A202000696 令和2年11月29日(長野県) 令和2年12月21日	凍結防止用 ヒーター(水道 用)	不明	株式会社 ワーク	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、一方の端部から約10cmにわたって半導体ヒーターが焼失し、先端は露出した母線導体が断線して異物が付着していたほか、もう一方の端部に同一型式品が絶縁圧着端子により接続されていた。 ○事故現場には他に、当該製品と同一型式品同士を絶縁圧着端子で接続し、一方の端が焼損し他の端が切断されたものがあった。 ○電源コードは確認できなかった。 ●当該製品が異常発熱して焼損したのと考えられるが、確認できない部品があり、詳細な施工状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A202000718 令和2年6月7日(埼玉県) 令和2年12月25日	運動器具(振 動トレーニング マシン)	QMJ-301	株式会社 ローネジャパ ン	(火災) 物置で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品は、モーターで振動する足置台に乗って使用すること等により筋肉を鍛える、アームレスト付きの運動器具であった。 ○当該製品は、屋外物置内の土間に木板を敷いて、その上に設置され、電源プラグは、コードリールのコンセントに常時接続され、主電源は常時オン状態であった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、外郭樹脂のほとんどが焼失していた。 ○操作基板は著しく焼損し、台座の上に落下していた。 ○台座の上に設置されたモーターにすすの付着が認められた。 ○内部配線及び電源コードは確認できなかった。 ○取扱説明書には、「屋内の平らな、ほこりのたたないクリーンな場所で使用する。湿気や水分の発生しやすい場所での設置、使用は避ける。」旨、記載されている。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない電気部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A202000725 令和2年10月3日(岡山県) 令和2年12月28日	自転車	ABS75	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒、負傷した。	○使用者は、当該製品で緩やかなカーブの下り坂を走行中、ハンドル操作ができなくなり転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であったが、リコール対象製品ではなく、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A202000740 令和2年10月23日(北海道) 令和3年1月5日	電気温風機	YA-D601V	ユアサプライ ムス株式会 社	(火災) 事務所のトイレで当該製品を 使用中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○当該製品が設置されたトイレは事故発生の2日前に使用されたが、当該製品を使用した記憶はないとの関係者の申出内容であった。 ○事故発生の5～7日前にトイレを使用した関係者によれば、当該製品を使用した、当該製品の電源を切った記憶はない。 ○当該製品及びコンセント周囲は設置してから清掃していないが、ほこりがコンセント周囲にたまっていたかは不明である。 ○当該製品の部品として特定できたヒーター、モーター、一部の配線、転倒OFFスイッチの端子部は、一様に著しく焼損した状態で認められたが、短絡痕、局所的な焼損等はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○確認できた配線の1本の先端に緑青及び溶融痕が認められたが、当該製品の電源配線と特定することはできなかった。 ○当該製品の電源スイッチ、転倒OFFスイッチ、電源プラグ等は確認できなかった。 ●当該製品の残存した部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
66	A202000751 令和2年12月22日(千葉県) 令和3年1月7日	暖房便座	TCF6(TOTO株式会社ブランド)	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)(TOTO株式会社ブランド)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は、切替スイッチが便座よりも高い位置に設置され、本体側電源コードの長さに十分な余裕がなく、上方向に引っ張られた状態で使用されていた。 ○当該製品は右側後方の電源コードのブッシング部が著しく焼損し、近傍の樹脂製外郭が焼失していた。 ○ブッシング部の電源コードは芯線が断線して先端に熔融痕が認められた。 ○残存していたヒーター線、サーモスタット及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は38年間使用されていた。 ●当該製品は、電源コードブッシング部で電源コードの芯線が半断線による異常発熱で短絡し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
67	A202000762 令和2年12月27日(埼玉県) 令和3年1月8日	リチウム電池 内蔵充電器 (喫煙具用)	A1505	双日株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、専用の喫煙用パイプを当該製品に収納し、純正品のUSB変換アダプター、他社製USBケーブル及び他社製ACアダプターを用いて2口の壁コンセントに接続して充電中であつた。 ○当該製品は、喫煙用パイプが装着された状態で樹脂製外郭が著しく焼損し、内蔵のリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○電池セルの焼損は著しく、電極体は負極銅箔の一部及び固着した電極体の一部が残存し、保護回路基板は欠損して確認できなかった。 ○制御基板は焼損し、一部の電気部品は脱落していたが、銅箔パターンの欠損は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた喫煙用パイプ、USB変換アダプター、USBケーブル、他社製ACアダプター及び2口コンセントに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「ACアダプター、USBケーブル、充電器等は専用の製品を使用する。その他のものは使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A202000769 令和3年1月5日(山口県) 令和3年1月13日	電気冷凍庫	BNF215	エレクトロラックス・ジャパン株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○コンプレッサー、モータープロテクター、始動リレー等の当該製品の残存する電気部品及び配線に熔融痕はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の急速冷凍ボタン及びメインスイッチを兼ねたサーモスタットの一部の端子と接点並びに内部配線の一部と状態表示ランプは焼失して確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
69	A202000774 令和3年1月1日(千葉県) 令和3年1月18日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	YHP-1554W	株式会社 オーム電機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は焼損が著しく、原形をとどめていなかった。 ○内部配線は複数箇所で断線し、うち1か所に溶融痕が認められた。 ○電源コードは焼損が認められなかったが、機器内部で片極が断線していた。 ○転倒時オフスイッチは確認できなかった。 ○ヒーター、加湿器用ヒーター、ファンモーター、電源スイッチ及びサーモスタットに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
70	A202000783 令和2年11月27日(大分県) 令和3年1月19日	携帯電話機 (スマートフォン)	SC-04F(株式会社NTTドコモブランド)	サムスン電子ジャパン株式会社(株式会社NTTドコモブランド)	(火災) 当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製保護ケースを装着して使用されていた。 ○保護ケースは当該製品のバッテリー位置が溶融し、端面の一部に破損及び割れが認められた。 ○液晶画面は中央から下側に掛けて熱変色が認められた。 ○当該製品の脱着可能なバッテリーのリチウムイオン電池セルが著しく焼損し、ガス排出弁は開裂していた。 ○電池セルの正極板及びセパレーターは大部分が焼失し、負極板はガス排出弁が開裂した箇所において周期的に損傷していた。 ○当該製品本体内部に出火の痕跡は認められず、同等品のバッテリーを取り付けたところ正常に動作した。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	ACアダプター(携帯電話機用)に関する事故(A202000792)と同一
71	A202000787 令和2年11月11日(岐阜県) 令和3年1月20日	電気脱毛器 (充電式)	ES-EL4A又はES-EL8A	パナソニック株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に焼損しており、リチウムイオン電池セル及び基板が取り付けられた持ち手側の焼損が著しかった。 ○電池セルは、全体的に焼損しており、内部電極に乱れが認められた。 ○モーター及び基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品の付近にはタブレット端末が置かれており、タブレット端末のリチウムイオン電池セルは著しく焼損していた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
72	A202000794 令和2年12月11日(東京都) 令和3年1月20日	電気蓄熱式湯たんぽ	EWT-1844MM	スリーアップ株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用して就寝中、右足に火傷を負った。	○当該製品は、樹脂製本体に入れた蓄熱材の弱塩化ナトリウム水溶液に通電して発熱させる製品で、液温制御のためにバイメタル式のサーモスタットが内蔵されていた。 ○当該製品は本体の縁の縫合部分が破れていた。 ○当該製品に搭載されていた2個のサーモスタットの接点に溶着は認められなかったが、いずれのバイメタルにも変色が認められた。 ○当該製品の動作を確認した結果、液温制御用のサーモスタットが正常に動作せず、液温が上昇し続けた。 ○バイメタル表面を元素分析した結果、塩素及びナトリウムは検出されず、正常部位の表面と比較して酸素のピークが大きくなっていた。 ○本体表示及び取扱説明書には、「蓄熱プラグを本体に挿した状態で使用しない。布団の中や布団の上で蓄熱充電しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、サーモスタットが故障したため温度上昇しても通電が継続し、蓄熱材の塩化ナトリウム水溶液が過熱され、内圧が上昇して破裂したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
73	A202000804 令和2年11月25日(愛知県) 令和3年1月22日	サーキュレー ター	TSC- F116C- WHBR	ティーズネッ トワーク株式 会社	(火災) 当該製品を延長コードに接続 していたところ、当該製品を 焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品は全て溶融し、電気部品が埋没していた。 ○電源コードは複数個所で断線しており、確認できた箇所に出火の痕跡は認められなかった が、片極の栓刃及び機器外側にあたる箇所芯線の一部が確認できなかった。 ○電源基板、制御基板、首振りモーター2個及びファンモーターに出火の痕跡は認められな かった。 ○LED基板は、確認できなかった。 ○当該製品の電源プラグが接続されていた延長コードの電源コードに熔融痕が認められた が、焼損が著しく、事業者及び型式の特定には至らなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認で きない部品があり、延長コードからの出火の可能性もあることから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	
74	A202000829 令和2年7月23日(沖縄県) 令和3年2月1日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動工具 用)	BL1860B	株式会社マ キタ	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、工事現場で気温34℃の炎天下、電動工具用収納ケース内に充電器、別の非 純正バッテリー1個と共に収納され、どちらかのバッテリーが充電されていたとの申出内容で あった。 ○当該製品は10個のリチウムイオン電池セルから構成される組電池を有する製品である。 ○焼損した電動工具収納ケースは樹脂が溶融して大きな塊状になっており、塊とは別に飛散 した電池セル19個及び飛散した電極体が火災現場から回収され、電池セルは当該製品の10 個と非純正バッテリーの9個に分別された。 ○焼損物の塊の中に充電器が埋もれており、その近傍に当該製品の制御基板が一部焼損 した状態で露出していたが、基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品及び非純正バッテリーは著しく焼損しており、焼損物の塊の中に非純正バッテ リーの電気部品は確認できなかった。 ○事故発生時、どちらのバッテリーを充電していたか特定できなかった。 ●当該製品内蔵のリチウムイオン電池セル又は非純正バッテリーから出火したものと考えら れるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因 の特定には至らなかった。	充電器に関する事 故(A202000828)と 同一
75	A202000831 令和2年12月16日(埼玉県) 令和3年2月1日	自転車	276CR-V	株式会社ビ バホーム	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製 品の左ペダルが外れて、転倒 し、負傷した。	○使用者は、当該製品の購入日から約2か月後、当該製品のペダルに違和感があったが、継 続して使用しており、当該製品の修理及び定期点検を実施したことはなかった。 ○当該製品のペダルは、販売時に点検整備マニュアルに基づき35～45N・mの締付力で取り 付けられており、自転車安全整備士及び自転車技士の資格を保有した販売員によって整備さ れていた。 ○当該製品から外れた左ペダルはがたつきがあり、外わん(キャップ側)の鋼球及びペダル 軸を密閉するためにペダル体側面に取り付けられた樹脂製のキャップは、使用者から回収し た時点で紛失していた。 ○左クランクのペダル締結部と左ペダル軸との接触面にそれぞれ圧痕が認められた。 ○左クランクのペダル締結部雌ねじのねじ山のうち、ペダル軸取付側(外側)の約半分にねじ 山のつぶれが認められた。 ○左ペダル軸の雄ねじのねじ山に変形等は認められなかった。 ○取扱説明書には、「日常点検及び走行中に異常を感じたときは、速やかに販売店で点検整 備を受ける。」旨、記載されている。 ●当該製品は、左ペダルの外わんの鋼球が脱落した状態で使用したため、ペダル体の摺動 不良によりペダル軸が緩み方向に回転して左クランクのペダル締結部にねじ山のつぶれが 発生し、ペダルの脱落に至ったものと推定されるが、左ペダルの外わんの鋼球が脱落した時 期及び原因並びに事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
76	A202000832 令和3年1月14日(兵庫県) 令和3年2月1日	電子レンジ	IMB-T174-6	アイリスオー ヤマ株式会 社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○回転皿上に陶器の破片があり、庫内は全体的にすすけていたものの、食品カスの付着等、 目立った汚れは認められなかった。 ○タイマー内部の接点に荒れが認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、加熱状態が継続して庫内の食品を焼損したものと推定されるが、事故発生時 の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らな かった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
77	A202000843 令和3年1月5日(神奈川県) 令和3年2月3日	ポータブル電源(リチウムイオン)	Lib-AID E500	本田技研工業株式会社	(火災) 車庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品には電気製品は接続されておらず、近傍には非純正バッテリーが装着された他社製の充電式掃除機が置かれていた。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭が溶融、焼失していたほか、樹脂製外郭が焼損し、溶融した充電式掃除機が付着していた。 ○当該製品の内蔵バッテリーの焼損は著しく、確認できた39個のリチウムイオン電池セルのうち9個は破裂して封口体が外れ、電極体が飛び出していた。 ○封口体が残っていた電池セル30個は焼損していたが、電極体は外装缶内に残存していた。 ○内蔵のインバーター部は、一部のコイルに著しい焼損が認められたが、右側のコイル、コンデンサー、トランジスター等に外観上の損傷は認められず、内部配線に断線、溶融痕等は認められなかった。 ○制御基板は著しく焼損し、ほとんどの電気部品は脱落していたが、銅箔パターンの溶融及び基板の欠損は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して、出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
78	A202000868 令和2年11月16日(東京都) 令和3年2月10日	電動アシスト自転車	A6D84	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品を停止させたところ、バランスを崩し、転倒、左足を負傷した。	○当該製品で走行中、対向車が近づいてきたため停止したところ、荷物が重くバランスを崩して左側に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であるが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○ハンドルにロックは掛かっていなかった。 ○ハンドルロック及びサークルロックの作動状態に異常は認められなかった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A202000881 令和3年1月9日(兵庫県) 令和3年2月16日	電気蓄熱式湯たんぽ	EWB-1844	スリーアップ株式会社	(重傷1名) 当該製品をベッドの上で蓄熱中、当該製品が破れ、内容物がかかり、右腕に火傷を負った。	○当該製品は、樹脂製本体に入れた蓄熱材の弱塩化ナトリウム水溶液に通電して発熱させる製品で、液温制御のためにバイメタル式のサーモスタットが内蔵されていた。 ○当該製品は本体の縁の縫合部分が破れていた。 ○当該製品に搭載されていた2個のサーモスタットの接点に溶着は認められなかったが、いずれのバイメタルにも変色が認められた。 ○当該製品の動作を確認した結果、液温制御用のサーモスタットが正常に動作せず、液温が上昇し続けた。 ○バイメタル表面を元素分析した結果、塩素及びナトリウムは検出せず、正常部位の表面と比較して酸素のピークが大きくなっていた。 ○本体表示及び取扱説明書には、「蓄熱プラグを本体に挿した状態で使用しない。布団の中や布団の上で蓄熱充電しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、サーモスタットが故障したため温度上昇しても通電が継続し、蓄熱材の塩化ナトリウム水溶液が過熱され、内圧が上昇して破裂したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
80	A202000882 令和2年12月10日(大阪府) 令和3年2月16日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	HX-F120	シャープ株式会社	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品が設置されていた居室は全焼しており、消防による現場検証時に焼損した什器の中から当該製品が発見された。 ○当該製品は全体が著しく焼損しており、内部のセラミックヒーターや回路基板の一部が露出した状態で、溶融した樹脂が塊となっていた。 ○ヒーター部及び残存していた制御基板に出火の痕跡は認められなかったが、制御基板の一部は回収できず、確認できなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電源コードからも出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
81	A202000887 令和3年1月18日(千葉県) 令和3年2月16日	電気カーペット	HU-202(株式会社山善ブランド)	ワタナベ工業株式会社 (株式会社山善ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、電気こたつの電源プラグはコンセントに接続されていなかったとの申出内容であった。 ○当該製品のカーペット部は一部を除いて焼失し、その上に設置されていたこたつ及びこたつ布団が著しく焼損していた。 ○コントローラーは樹脂製外郭の上面が著しく焼損、基板は上面側の部品面の一部が焼損し、温度ヒューズは切れていたが、その他に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品を接続していた延長コードの被覆がコントローラー外郭に溶着し、溶着した箇所からタップ部の手前までの被覆が焼失し、芯線に溶融痕が認められたが、詳細は確認できなかった。 ●当該製品は接続していた延長コードに溶融痕が認められたことから、延長コードから出火して延焼した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
82	A202000902 令和2年11月12日(新潟県) 令和3年2月19日	ライター(使い切り型)	BBD206	株式会社エーワン・アンド・サイト	(火災) 車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○販売開始の2020年10月22日から、約20日後に事故が発生した。 ○車に乗って使用した当該製品を入れていた運転席側ドアポケットから焼損する火災が発生した。 ○当該製品は圧電点火式ライターで、上部のノズル周辺及び点火ボタン等が焼損し、点火操作はできない状態であった。 ○下部タンクに焼損はなく燃料は残っており、ノズル下部のパッキンは機能していた。 ○上部のノズル周辺及び点火ボタン等の樹脂が焼損しており、異物の有無を確認することはできなかった。 ●当該製品に残火が生じて、火災に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、点火操作及び異物の有無が確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
83	A202000917 令和3年2月1日(岐阜県) 令和3年2月26日	電気カーペット	MC-206T	森田電工株式会社(現株式会社ユーイング)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、カーペット部の半分以上が焼失していた。 ○コントローラーは、樹脂製外郭表面の一部が溶融しており制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード及び電源プラグに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
84	A202000921 令和3年1月15日(千葉県) 令和3年3月2日	リチウム電池内蔵充電器	FBT-PSE335Y	有限会社フリーダム	(火災) 当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品には何も接続していなかった。 ○当該製品の樹脂製外郭は焼失していた。 ○リチウムイオン電池セルの封口体側から電極体及びセンターピンが露出していたが、外装缶に穴空きは認められなかった。 ○基板は確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
85	A202000929 令和2年12月23日(千葉県) 令和3年3月3日	充電器	BC-1406Li	株式会社高儀	(火災) 工場でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品にバッテリーが接続され、近傍に他の電動工具用の非純正バッテリーが接続された他社製充電器が置かれていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭が焼損し、内部の基板はAC100Vが印加されていた電源一次側部分が焼失して確認できなかった。 ○当該製品とバッテリーの接続部分、内部の基板の充電回路及び配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたバッテリーは樹脂製外郭が焼失し、内部の基板、リチウムイオン電池セル4個、電池セル内部の電極体等に焼損が認められた。 ○当該製品の近傍に置かれていた他社製充電器に出火の痕跡は認められなかったが、他社製充電器に接続されていた非純正バッテリーは樹脂製外郭が焼失、内部の電池セル10個が著しく焼損し、内部の電極体が飛び出していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない電気部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	充電器に関する事故(A202000827)及びバッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A202000937)と同一
86	A202000931 令和2年12月28日(長崎県) 令和3年3月3日	除湿機	MJ-Z70EX又はMJ-Z70FX	三菱電機ホーム機器株式会社	(火災) 当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の動作5分後に火災警報器が鳴動し、当該製品から炎が立ち上がっていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部分はほぼ焼失していた。 ○当該製品は、製品内部側の電源コードに熔融痕が認められたが、解析の結果、二次痕と考えられた。 ○ローター、ヒーター及び再生モーター周辺の焼損が著しかった。 ○ヒーターの電熱線に複数の断線が認められたが、熔融痕は認められなかった。 ○その他ローターへのリード線、再生モーター、電源基板等の出火の可能性がある部品については確認できなかった。 ●当該製品は、本体内部より出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
87	A202000937 令和2年12月23日(千葉県) 令和3年3月5日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BP-1406LiKD	株式会社高儀	(火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は充電器に接続され、近傍に他の工具用の非純正バッテリーが接続された他社製充電器が置かれていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭が焼失し、内部の基板、リチウムイオン電池セル4個及び電池セル内部の電極体が焼損し、封口体に穴空きが生じていた。 ○当該製品を接続していた充電器は樹脂製外郭が焼損し、充電回路及び当該製品との接続金具等に出火の痕跡は認められなかったが、AC100Vが印加されていた電源一次側部分が焼失して確認できなかった。 ○当該製品の近傍に置かれていた他社製充電器に出火の痕跡は認められなかったが、他社製充電器に接続されていた非純正バッテリーは樹脂製外郭が焼失し、内部の電池セル10個が著しく焼損し、内部の電極体が飛び出していた。 ●当該製品に内蔵のリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	充電器に関する事故(A202000827)及び充電器に関する事故(A202000929)と同一
88	A202000942 令和2年10月9日(静岡県) 令和3年3月8日	電動アシスト自転車	A6XC49	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、頭部を負傷した。	○事故発生時、路面はぬれており、使用者は当該製品の前かごと後かごに合計20kgの荷物を載せて走行中、転倒した。 ○取扱説明書には、最大積載量(乗員の体重と積載重量の合計)は90kg、前かごは3kgまでと記載されていたが、事故発生時に前かごに載せていた荷物の重さは不明であった。 ○購入した自転車店で点検が行われたが、異常は認められなかった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
89	A202000953 令和2年12月31日(茨城県) 令和3年3月11日	電子レンジ	RO-BF2	三菱電機 ホーム機器 株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、オープン、グリル及びトースター機能を有する電子レンジである。 ○当該製品外郭及び庫内は、全体的に著しく焼損していた。 ○電源基板は著しく焼損していた。 ○マグネトロン、電源コード、電源プラグ、ラッチスイッチ、モニタースイッチ及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター、モーター等の電気部品は確認できなかった。 ○事故発生前及び事故発生時の使用状況は確認できなかった。 ○当該製品は、製造後20年以上経過していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
90	A202000995 令和3年2月9日(東京都) 令和3年3月24日	リチウム電池 内蔵充電器	A1211012	アンカー・ ジャパン株 式会社 (輸入事業 者)	(火災) 事務室で当該製品を他社製の延長コード及びACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、週に1、2回、当該製品でスマートフォンを充電し、充電後は手提げかばんに入れて持ち歩いていたとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損し、原形をとどめていなかった。 ○リチウムイオン電池セル2個のうち、一方の電池セルが著しく焼損しており、外装缶が開裂、電極体の一部が飛び出していた。 ○もう一方の電池セル、電源基板、他社製1口延長コード、他社製ACアダプター及び出力用USBコネクタに接続していたUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
91	A202001002 令和2年10月9日(兵庫県) 令和3年3月26日	ACアダプター (照明器具用)	TK-12V- 72W	東宏株式会 社 (輸入事業 者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグ、コード、DCプラグに異常は認められず、本体外郭の一部のみが焼損していた。 ○基板実装部品に焼損等は認められず、銅箔パターン面の焼損が著しかった。 ○同等品の動作試験を実施したが、出力及び部品温度等に異常は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品には負荷としてLED照明が6並列で接続されていたが、消費電力等の詳細については不明であった。 ●当該製品は、銅箔パターン面において異常発熱が発生し、焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明であり、当該製品の詳細を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
92	A202001003 令和3年1月27日(愛知県) 令和3年3月29日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電動工具)	不明	株式会社マ キタ (輸入事業 者)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○車両内には、当該製品を含む、当該事業者のバッテリー5個及び非純正バッテリー1個が満充電の状態で電動工具等と一緒に置かれていた。 ○当該事業者のバッテリー5個は、いずれも樹脂製外郭が焼失してリチウムイオン電池セルが露出しており、一部の電池セルが焼失していた。 ○当該事業者のバッテリー5個及び非純正バッテリー1個の電池セルは、いずれも焼損が著しく、一部の電池セルは電極体が外部に噴出していた。 ○当該事業者のバッテリー5個のうち、1個のみ制御基板が確認でき、確認できた制御基板に、出火の痕跡は認められなかった。 ○非純正バッテリーは、樹脂製外郭ケースが焼失して電池セルが焼損した状態で露出し、電池セル1個が焼失していた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、非純正バッテリーからの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
93	A202100009 令和3年1月1日(沖縄県) 令和3年4月5日	電気ストーブ	KS-8628WT	株式会社KS 貿易 (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のスイッチを入れ、就寝したが、当該製品に接触する可能性の可燃物はなかったとの申出内容であった。 ○当該製品は焼損が著しく、外郭の樹脂は焼失していた。 ○ヒーター管内部のヒーター線は断線しておらず、抵抗値は正常であった。 ○温度ヒューズは切れていた。 ○電源スイッチ及び転倒時オフスイッチは確認できなかった。 ○確認できたその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
94	A202100010 令和3年3月6日(愛知県) 令和3年4月5日	プリンター	SP4500	株式会社リ コー (輸入事業者)	(火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て焼失していた。 ○電源基板の焼損は著しく、中央部付近で破断していたが、銅箔パターンの溶融等の出火の痕跡はなく、電流ヒューズ3個も切れていなかった。 ○定着器、コントローラー基板及びエンジン基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板、高圧基板等、その他の電気部品は焼失して確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、操作基板等の確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	タブレット端末に関する事故 (A202000996)と同一
95	A202100026 令和3年3月24日(東京都) 令和3年4月12日	介護ベッド	KQ-9232	パラマウント ベッド株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品から立ち上がろうとした際、アームの受け部分が急に傾き、左手首を負傷した。	○使用者は、当該製品の左側面にベッド用グリップの閉じられてロックされたグリップ部に掴まり、一人で端座位の状態から立ち上がろうとした際、ベッド用グリップの取付部にあるサイド補助具が急に傾き、体勢を崩して転倒し、左手首を骨折した。 ○サイド補助具は、取付部の先端の突起をフレームの穴に嵌合させた状態で、サイド補助具のノブボルトを締めてフレームに固定する構造であり、ノブボルトに付随する樹脂製の固定部品が破損しており、一部が欠損していた。 ○残存する固定部品に同等品との著しい形状の差異及び汚れ等の付着はなく、破断部に破断の起点となるような著しい傷や変形等は認められなかった。 ○ベッド用グリップは、下部にある2本の固定軸をサイド補助具の取付穴に差し込み、固定ノブを締めると、2本の固定軸の先端がハの字状に広がり、サイド補助具に固定される構造であり、足側の固定軸がサイド補助具の取付穴から抜けていた。 ○同等品を調査した結果、サイド補助具のノブボルトが緩んだ状態ではサイド補助具が傾いた状態となった。 ○事故発生時のサイド補助具及びベッド用グリップの固定状態は確認できなかった。 ●当該製品は、ベッド用グリップを本体に取り付けるための樹脂製の固定部品が破損していたために、使用者がグリップ部に掴まって立ち上がろうとした際にグリップ部が急に傾いて転倒したものと考えられるが、固定部品が破損した時期、原因及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
96	A202100039 令和3年3月10日(愛知県) 令和3年4月15日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	不明	株式会社マ キタ (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は保管されており、充電中ではなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル6個が焼損した状態で露出していた。 ○制御基板は確認できなかった。 ○事故発生時、当該製品の付近では、事業者不明の充電式投光器が充電されていた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
97	A202100060 令和3年3月24日(東京都) 令和3年4月21日	ジュースミキサー	CPB-300JBSW (株式会社クイジナートサンエイブランド)	株式会社クイジナートサンエイ(現 コンエアージャパン合同会社)が事業承継(株式会社クイジナートサンエイブランド)(輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。	○使用者は、オートミール、牛乳及びバナナを専用容器に入れ、当該製品本体に取り付けて攪拌を始めたところ、約10秒後、本体下部より黒煙が発生した。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○本体底面は黒くすすけており、ベースカバーを開けると、内部にすすの付着が認められた。 ○モーターの巻線にすすが付着していたが、詳細は確認できなかった。 ○基板及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「粘り気の強いもの、水分の少ないもの、流動食作り等」に使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品で粘り気の強い食材を調理したため、モーターが過負荷状態となって異常発熱し事故に至った可能性が考えられるが、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
98	A202100069 令和3年4月19日(東京都) 令和3年4月23日	電子レンジ	JM-17F-50	ハイアールジャパンセールス株式会社(輸入事業者)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者は当該製品の使用を開始した後、就寝していた。 ○当該製品は庫内及び機械室前面部が著しく焼損しており、庫内の調理物は焼損し炭化していた。 ○回転テーブルの裏面前面に炭化物が付着しており、回転テーブルと底面の間に汚損物が堆積していた。 ○タイマーユニットが著しく焼損し、樹脂製外郭は原形をとどめておらず、出力調整スイッチの接点が著しく溶融していたが、事故発生時に出力調整スイッチの接点が溶着していたか否か確認できなかった。 ○タイマースイッチの接点に溶融は認められなかった。 ○マグネトロン、高圧コンデンサー、ファン等に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品を購入後、5年間一度も庫内を清掃していなかった。 ○取扱説明書には、「定期的に手入れし、食品・油・煮汁等で汚れたままにしたり、加熱したりしない。」、「調理中は時々庫内を確認する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、タイマーユニットの出力調整スイッチ接点が溶着してタイマーモーターとギヤの連動に不具合が生じ、タイマーの動作が止まって連続運転となり、庫内の調理物が過熱し焼損した可能性が考えられるが、タイマーユニットの焼損が著しく、事故発生時に接点が溶着していたか確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
99	A202100095 令和3年4月3日(東京都) 令和3年5月6日	リチウム電池 内蔵充電器	DE-M06-N5024PN	エレコム株式会社(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の樹脂製外郭は焼失していた。 ○内部のリチウムイオン電池セルは著しく焼損しており、アルミラミネートフィルム外装の一部が破れ、正極板及びセパレーターが焼失していたほか、負極銅箔の巻き始め部に穴空きが認められた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、当該製品の焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
100	A202100101 令和3年3月30日(熊本県) 令和3年5月11日	電動歩行車	RT2-01	RT. ワークス株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を支えに立ち上がろうとしたところ、転倒し、負傷した。	○事故発生時、使用者は床に転倒しており、近くにあった当該製品のハンドルから左グリップが抜けて床に落ちていたが、事故発生時の目撃者はおらず、使用者もはっきり覚えていなかった。 ○当該製品のグリップは、表面が摩耗し、べたつき感が認められた他、左グリップの内面にも同様の感触が認められた。 ○左グリップの外面及び内面の付着物を分析した結果、両方の面からグリップの材料には含まれていないエステル系成分(脂肪酸等)が検出された。 ○左グリップは、同等品のグリップに比べて軟化が認められた。 ○当該製品の左グリップの離脱力は、同等品と比較して半分以下に低下していた。 ○同型式品において、グリップが回るクレームが他に3件発生していた。 ○当該製品は、レンタル開始から4年間、複数のユーザーに使用されていた。 ●当該製品は、グリップに付着した手のひらの汗に含まれる皮脂等が、左グリップに染み込んでグリップ内面にまで達していたことで、抜けやすくなっていたことが考えられるが、レンタル事業者の点検状況及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
101	A202100112 令和3年4月22日(愛知県) 令和3年5月17日	電動アシスト自転車	A6DS62	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○使用者は、停止した自動車避けようと、走行しながら、慌てて右ペダル側に左足を移動して降りようとし、バランスを崩して転倒した。 ○使用者は、右側から片足乗り(ケンケン乗り)をしており、降りるときも右側に両足を下ろして停止していた。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
102	A202100137 令和3年4月10日(京都府) 令和3年5月24日	延長コード(USB充電ポート付)	OWL-OTA2U2S10	株式会社オウルテック(輸入事業者)	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はマルチタップ部に、電気ヒーターの電源プラグが接続されていたが、電気ヒーターは使用しておらず、電源は切れていた。 ○当該製品は可動式電源プラグ部のみが焼損しており、その他の部分に異常は認められず、当該製品を接続していた壁コンセントにも異常は認められなかった。 ○当該製品の可動式電源プラグ部の片側が異常発熱し、外郭樹脂と中子に焼損が認められた。 ○異常発熱部では、端子金具と可動式栓刃の接続部であるリベットカシメ部のリベットヘッドが溶損しており、接続部の緩みが認められた。 ○当該製品の可動式電源プラグ部は、壁コンセントに接続された状態でソファ背面に押しつけられていたため、外力が掛かっていた可能性が考えられる。 ●当該製品の可動式電源プラグの栓刃と端子金具間の接続部が緩んだことにより、接触不良による異常発熱が生じ、外郭樹脂が焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
103	A202100155 令和3年5月5日(大阪府) 令和3年5月31日	電動アシスト 自転車	不明	ヤマハ発動 機株式会社	(火災) 当該製品のバッテリーを充電 中、当該製品のバッテリー及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○当該製品バッテリーは他社製バッテリーと隣接して充電されていた。 ○使用者によると、充電中に爆発音がしたため確認してみると、他社製バッテリーから炎があ がっていたとの申出内容であった。 ○当該製品バッテリーと他社製バッテリーはいずれも著しく焼損し、飛散した複数のリチウム イオン電池セルと、電池セルの連結タブの一部のみが残存していた。 ○他社製バッテリーは、当該製品とは別の他社製電動アシスト自転車用バッテリーの非純正 品であった。 ●当該製品のバッテリーは、他社製バッテリーからの延焼により焼損した可能性が考えられ るが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の 特定には至らなかった。	
104	A202100331 令和3年6月22日(福岡県) 令和3年8月5日	自転車	TXB43T	ブリヂストン サイクル株 式会社 (輸入事業 者)	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 ブレーキを掛けたところ、転倒 し、負傷した。	○使用者は、当該製品で急な下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、前のめりになり転倒 したとの申出内容であった。 ○営業担当者が当該製品を確認したところ、ブレーキレバー、ブレーキワイヤー、前照灯、前 泥よけ及びベルが変形又は破損していた。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
105	A201800522 平成30年11月9日(東京都) 平成30年12月5日	乳幼児用リク ライニング椅 子	MG316(BG)	株式会社西 松屋チェン (輸入事業 者)	(死亡1名) 乳児(1か月)が当該製品を使 用中、死亡した。	○保護者は、乳児を当該製品にあお向けに寝かせた後、目を離していた。 ○当該製品の座面や乳児の頭部周辺に毛布、タオル等は置かれていなかった。 ○当該製品に特段の変形及び損傷は認められなかった。 ○ほろはフレームに正しく取り付けられていた。 ○シートベルトの着脱に異常は認められなかったが、事故発生時にシートベルトを使用してい たかは不明であった。 ○乳児が上部(頭側)へ動いたときに顔に掛かるほろの位置(内側)に染みが認められた。 ○ほろの開閉位置を中間にした状態で、当該製品及び同等品の座面に新生児ダミーをあお 向けに寝かせ、乳児の動きをまねて脚を押して座面の上部まで移動させ、ダミーの頭がほろ に当たってもなお脚を押して押し込んだところ、ほろの先端部が下がってきて、ダミーの鼻及 び口をほろが同時に覆うことが確認され、ほろの内側の染みの位置とほぼ一致した。 ○他社類似品2機種を用いて、ほろの開閉位置を中間にした状態であお向けに寝かせ、乳児 の動きをまねて脚を押して座面の上部まで移動させ、ダミーの頭がほろに当たってもなお脚を 押して押し込んだところ、ほろは下がってこない又はダミーを乗せたままほろの先端部を軸に 転倒した。 ●当該製品のほろが閉じて乳児の鼻及び口を同時に塞いで窒息し、事故に至った可能性が 考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因 の特定には至らなかった。	